

## ● もっと知りたい自己啓発等休業 ●

**Q 1 休業期間を延長することはできますか？**

A 1 1回に限り、延長することができます。ただし、当初の休業期間と延長しようとする期間をあわせて、「大学等における修学」は2年（特に必要な場合は3年）以内、「国際貢献活動」は3年以内でなければなりません。

**Q 2 休業期間中と職務に復帰したときの給与はどうなりますか？**

A 2 休業期間中は無給です。  
また、職務復帰時における俸給の号俸は、必要があると認められるときは、調整することができるとしています。

**Q 3 休業期間中にアルバイトをすることはできますか？**

A 3 所轄庁の長の許可を受けて兼業（アルバイト）することが可能です。  
ただし、大学等における修学や国際貢献活動の時間を割いたり、悪影響を与えるなど、自己啓発等休業の趣旨及び目的に反するおそれがある場合はできません。また、アルバイト先から得る報酬の額が、生活費、学費等のため必要と考えられる範囲を超えることはできません。

**Q 4 大学に通うために奨学金制度を利用することは可能でしょうか？**

A 4 奨学金制度を利用することは可能です。ただし、奨学金の対象者が一般的に公募されたものであり、かつ、その対象者を他の申込者と同じ基準で選考しているものであることが必要です。

人事院のHP (<http://www.jinji.go.jp>) もご覧下さい。

### 自己啓発等休業に関する問い合わせ先

人事院 職員福祉局 職員福祉課 ☎ 03-3581-5336

【人事院各地方事務局】

北海道事務局第一課公平勤務係	☎ 011-241-1249
東北事務局第一課公平勤務係	☎ 022-221-2002
関東事務局第一課公平勤務係	☎ 048-740-2005
中部事務局第一課公平勤務係	☎ 052-961-6839
近畿事務局第一課公平勤務係	☎ 06-4796-2181
中国事務局第一課公平勤務係	☎ 082-228-1182
四国事務局第一課公平勤務係	☎ 087-831-4869
九州事務局第一課公平勤務係	☎ 092-431-7732
沖縄事務所総務課	☎ 098-834-8400

# あなたも 自己啓発等休業 してみませんか？

大学等に  
おける修学

国際貢献  
活動

### ～自己啓発等休業制度とは～

国家公務員に自己啓発及び国際協力の機会を提供する制度で、休業の成果を何らかの形で公務に還元することが期待されています。



# 自己啓発等休業への道



～休業の事由は  
「大学等における修学」と「国際貢献活動」～

「大学等における修学」  
対象：国内外の大学（専攻科含む。）、大学院など  
期間：2年（特に必要な場合は3年）の範囲内

「国際貢献活動」  
対象：独立行政法人国際協力機構が実施する  
「青年海外協力隊」「シニア海外ボランティア」「日系社会青年ボランティア」「日系社会シニア・ボランティア」など  
期間：3年の範囲内  
\*国内でのボランティア活動は対象になりません。



～休業の承認の請求は早めに～

「自己啓発等休業承認請求書」（休業期間と休業中の具体的活動内容などを記入）を、遅くとも1ヶ月前までに任命権者に提出します。

\* 1ヶ月前はあくまで請求期限です。休業中の後補充職員の確保等を円滑に行うためにも、なるべく早めに意向を人事担当者に伝えましょう。

## ～任命権者の承認が必要～

任命権者は、

- ① 休業により公務の運営に支障がないと認めるときは、
- ② 職員の勤務成績や、大学等における修学又は国際貢献活動の内容、その他の事情を考慮した上で、

承認の可否を決定します。

## 承認

承認します！



## いざ、休業！



## 職務復帰



休業期間が満了したとき、休業の承認が取り消されたとき\*は、職務に復帰します。

\*人事担当者への定期連絡を怠ったり、無断で活動を中断した場合などは、休業の承認が取り消されることがあります。

## ～休業中も連絡を密に～

- 休業期間中は定期的に人事担当者と連絡をとる必要があります（大学等における修学又は国際貢献活動の状況報告など）。
- 病気などにより活動を中断しなければならない場合には、人事担当者に連絡をしましょう。
- 活動に支障が生じているような場合には、人事担当者に相談しましょう。